

日 薬 業 発 第 299 号
令和 4 年 11 月 8 日

都道府県薬剤師会
実務実習担当役員 殿

日 本 薬 剤 師 会
担当副会長 田尻 泰典

**認定実務実習指導薬剤師更新講習（e-ラーニング研修）の配信終了
及び今後の予定について**

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、認定実務実習指導薬剤師の更新のための講習会講座④（以下「更新講習」）については、各地で実施される集合方式の研修に加え、現在日本薬剤師研修センター（以下「センター」）より e-ラーニング方式にても提供されております（令和 4 年 4 月 13 日付事務連絡参照）。本 e-ラーニング方式の研修につきましては、今般別紙 1 のとおり、令和 5 年 3 月 31 日を以て配信を終了し、受講受付については同年 3 月 15 日までとなる旨、センターより本会等関係団体宛に連絡がありました。また、これを受け、本年度より認定実務実習指導薬剤師養成事業を所管する薬学教育協議会より、別紙 2 のとおり、令和 5 年 4 月以降の対応について全国 8 地区の病院・薬局実務実習調整機構委員長宛に連絡され、本会にも情報共有がなされました。

つきましては、会務御多忙の折、誠に恐縮ですが、本件につき、貴会実務実習担当役員及び上記 e-ラーニング方式での更新講習受講を予定する貴会関係者等にご案内賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

別紙 1

事 務 連 絡

令和 4 年10月26日

各都道府県薬剤師研修協議会御中

公益社団法人日本薬剤師会御中

一般社団法人日本病院薬剤師会御中

公益財団法人日本薬剤師研修センター

認定実務実習指導薬剤師更新講習（e-ラーニング研修）の配信の終了について

現在、当財団では薬剤師の資質向上に資する研修の一つとして標記の配信を行っておりますが、令和 5 年 3 月31日を以て配信を終了しますので、ご連絡いたします。なお、受講受付は同年 3 月15日までとなります。

つきましては、受講を予定されている方は、早めに申込みを行ったうえで受講してください。規定の日を過ぎますと、その事由によらず、申込みあるいは受講ができなくなります。

おって、現在、認定実務実習指導薬剤師認定制度の運営は一般社団法人薬学教育協議会が行っておりますので、更新講習等については同協議会のホームページ等をご参照ください。

薬教協発第 22055 号

令和 4 年 10 月 26 日

病院・薬局実務実習調整機構委員長 殿

一般社団法人 薬学教育協議会

代表理事 本 間 浩

(公印省略)

認定実務実習指導薬剤師更新申請のための e-learning 形式の講習会の終了について (連絡)

日頃より、薬学教育協議会の活動にご支援・ご協力をいただき、誠に有り難うございます。

本日は、認定実務実習指導薬剤師の更新申請のための e-learning 形式の講習会について連絡を差し上げました。この e-learning 形式の講習会は、(公財)日本薬剤師研修センターにより実施されておりますが、今般、研修センターより令和 5 年 3 月をもって終了したいと連絡がございました。本協議会では、認定実務実習指導薬剤師養成研修委員会(旧ワークショップ実施委員会)を開催し、今後の対応について協議し、下記の対応を取ることとなりましたので、何卒ご協力のほどお願い申し上げます。

記

◆日本薬剤師研修センターからの連絡

(公財)日本薬剤師研修センターにより実施されていた e-learning 形式の更新講習会は、令和 4 年度をもって終了する(申し込みは、令和 5 年 3 月 15 日まで、配信は令和 5 年 3 月 31 日まで)。

◆令和 5 年 4 月以降の対応

- 1) e-learning 形式の更新講習会の終了に伴って、地区調整機構において更新講習会を開催して対応する。
- 2) 講習会の開催は、Zoom などを利用したオンラインでも可とする。(オンデマンド配信は不可)
- 3) 止むを得ない事情により受講出来なかった方を対象に、本協議会で年に数回補完的に開催する。
- 4) なお、新規申請のための講習会は、これまで通り地区調整機構において開催する。

以上